

議案第66号

## 静岡市行政手続条例の一部改正について

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第4条第2項に次の1号を加える。

- (4) 法第4条第2項第2号の政令で定める法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（当該法人に対する処分であって、当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）

第18条第1項中「第36条第1項」を「第43条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。